

○犯罪現場ハウスクリーニング経費支出要綱の制定について（例規通達）

平成28年3月30日

例規（警）第25号

改正 令和4年3月8日例規（警）第8号

遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、犯罪現場ハウスクリーニング経費支出要綱を別添のとおり定め、平成28年4月1日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであることから、適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

自宅が犯罪現場となった犯罪被害者の遺族等の中には、居住は困難ではないものの、犯罪行為の証拠が顕著である場合や、家庭の事情等で他に居住することができない場合も認められ、犯罪被害後新たに生ずる精神的及び経済的負担といった二次的被害を被る者もいる。

特に、自宅が殺人事件等の犯罪現場となった場合には、室内に血痕、吐しゃ物等が払拭されていない部屋での生活を余儀なくされることもあることから、犯罪現場のハウスクリーニングに要する経費（以下「経費」という。）を公費負担し、遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ることとした。

2 主な内容

- (1) 経費の公費支出対象事件は、原則として遺族等の自宅において発生した身体を害する故意の犯罪行為により致死の結果を生じた事件とした。
- (2) 経費の公費支出範囲は、血痕、吐しゃ物、異臭等の除去に必要な経費とし、建具や家具の交換、修理等の費用は含まないこととした。

3 留意事項

これまでも、犯罪現場においては、警察職員が遺族等の心情を踏まえ、原状回復作業を徹底した上で引渡しを行ってきたところであり、その対応に変更はないことに留意すること。

別添

犯罪現場ハウスクリーニング経費支出要綱

第1 趣旨

この要綱は、自宅が犯罪現場となった遺族等（犯罪被害者の家族又は当該犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の精神的及び経済的負担の

軽減を図るため、血痕、異臭等の除去について専門的技術を有する者（以下「専門業者」という。）によるハウスクリーニングに要する経費（以下「ハウスクリーニング経費」という。）の公費支出（以下「支出」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 支出対象事件

ハウスクリーニング経費の支出対象事件（以下「対象事件」という。）は、身体を害する故意の犯罪行為により致死の結果を生じた事件で、かつ、遺族等の自宅が犯罪現場となった事件とする。ただし、対象事件以外の事件で、当該事件の内容等から警察署長が支出の必要性を認めた場合には、警察本部事件主管課の長及び警務部広報相談課長と協議の上これを対象事件とすることができるものとする。

第3 支出範囲

支出するハウスクリーニング経費の範囲は、対象事件に係る清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去）に必要な経費とし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まないものとする。

第4 支出手続

- 1 警察署長は、対象事件を取り扱った場合は、ハウスクリーニング経費の支出の適否を判断し、その必要性を認めたときは、遺族等に対して本制度の説明を行い、ハウスクリーニング経費の支出について意思を確認するものとする。
- 2 警察署長は、本制度についての遺族等の同意を得たときは、専門業者にハウスクリーニングを依頼し、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に定める方法により支出するものとする。

第5 支出除外要件

警察署長は、対象事件が次の各号のいずれかに該当するときは、ハウスクリーニング経費を支出しないものとする。

- (1) 被害者と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があるとき
 - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - イ 直系血族（親子にあつては、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 三親等内の親族
 - エ 同居の親族
- (2) 被害者が当該犯罪行為を容認し、又は当該犯罪行為に関連した著しく不正な行為を行ったと認められるとき

- (3) 被害者に過度の暴行、脅迫又は重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為があったと認められるとき
- (4) 被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる組織に属していたとき
- (5) 遺族等が支出を希望しないとき
- (6) その他支出することが社会通念上適切でないと認められるとき

第6 留意事項

- 1 これまでも犯罪現場では、警察職員が遺族等の心情を踏まえ原状回復作業を徹底した上で引渡しを行ってきたところであり、今後も警察としての基本的な対応は同様であること。
- 2 本制度の実施に当たり疑義が生じた場合は、警務部広報相談課長と事前に協議すること。